

## 令和6年度 糸島市商工会創業者応援補助金 Q&A

### Q1：どのような内容の補助金ですか？

(1) A：事業を開始しようとするときに必要となる店舗や事務所の改装費用、広告費用、店舗什器等リース料、店舗・事務所・来客用駐車場の賃料、法人の設立登記に係る登録免許税に関する補助金です。

※ 糸島市の市街化調整区域の建物については事業が出来る場所か確認する必要があります。個別に以下へお問い合わせください。

糸島市 建設都市部 都市計画課 建築開発係 092-332-2077

※ 住宅兼店舗物件の場合、店舗部分の改装費用のみ対象となります。

### Q2：誰でも申請できますか？

A：申請できる方は、次のすべての項目に該当する個人又は法人です。

- (1) 糸島市内で事業（商工業）を開始しようとする者
- (2) 糸島市を納税地とし、令和6年4月1日から令和7年2月28日の間に事業を初めて開始する者

※事業の開始日は、税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書に記載された開業日または法人設立届出書に記載された設立年月日とする。

- (3) 糸島市税に滞納がない者。
- (4) 令和7年1月31日までに補助金交付申請を行う者
- (5) 補助対象経費すべてを払い込み、報告書一式を、令和7年2月28日までに提出することができる者。
- (6) 補助金交付申請額が交付申請時点で本補助金の予算内である者。
- (7) 申請者と報告者が同一である者。

但し、申請後に法人成する場合は申請者が法人の代表者であること。

- (8) 糸島市内の建築物で、且つ適法建築物で事業を開始する者。

※建築物は店舗、事務所、倉庫、工場、住宅の用途として利用されている建物を指し、適法建築物は、都市計画法や建築基準法等の法律を遵守して建築、利用されている建物を指す。

### Q3：事業を初めて開始する者とはどういう意味ですか？

A：上記の申請対象に該当し、下記の判定表で「○」に該当する者を指します。

	既存事業				新規事業			判定	補足
①	個人	廃業	市外・市内	→	個人	開業	市内	○	廃業から開業までの経緯が妥当であると認められるもの
②	個人	継続	市外・市内	→	個人	開業	市内	×	店舗展開にあたる個人事業主として追加的に事業を開始する

			市内						る場合や移転は対象外
③	個人	廃業	市外・市内	→	法人	設立	市内	○	新規設立する会社で既存事業のみを実施する場合は対象外
④	個人	継続	市外・市内	→	法人	設立	市内	○	新規設立する会社で既存事業のみを実施する場合は対象外
⑤	法人	解散	市外・市内	→	法人	設立	市内	○	新規設立する会社で既存事業のみを実施する場合は対象外
⑥	法人	継続	市外・市内	→	法人	設立	市内	○	新規設立する会社で既存事業のみを実施する場合は対象外
⑦	法人	休眠	市外・市内	→	法人	設立	市内	○	新規設立する会社で既存事業のみを実施する場合は対象外
⑧	法人	解散	市外・市内	→	個人	開業	市内	○	新規設立する会社で既存事業のみを実施する場合は対象外
⑨	法人	継続	市外・市内	→	個人	開業	市内	○	新規設立する会社で既存事業のみを実施する場合は対象外
⑩	法人	休眠	市外・市内	→	個人	開業	市内	○	新規設立する会社で既存事業のみを実施する場合は対象外

**Q 4 : 糸島市外に住んでいる場合でも申請できますか？**

A : 上記の申請対象に該当する方であれば、住まいが糸島市外の方でも申請できます。

**Q 5 : 新規に事業を始めるにあたり、以前から居住している自宅の一部を改装して店舗を造りたいと考えています。この場合、補助対象となりますか？**

A : 上記の申請対象に該当する方であれば、以前から居住している自宅の一部を改装し、店舗を造る方でも申請できます。

但し、住宅兼店舗物件の場合、店舗部分の改装費用のみ対象となります。

**Q 6 : 自己所有している物件の改装は補助の対象となりますか？**

A : 上記の申請対象に該当する方であれば、自己所有している物件の改装も補助の対象となります。

**Q 7 : 糸島市内の住宅兼店舗を借りて事業を始めたいと考えています。この場合、補助対象となりますか？**

A : 住宅兼店舗となっている物件を、新規に借りて店舗部分を改装する場合は、店舗部分の改装費用のみ対象となります。

※ 糸島市の市街化調整区域の建物については事業が出来る場所か確認する必要があります。個別に以下へお問い合わせください。

**Q 8 : 申請に使用する印鑑は、シャチハタでも大丈夫ですか？**

A : 認められません。

**Q 9 : 補助金が交付されるまでの流れを教えてください。**

A : 補助金の交付申請 → 補助金の交付決定 → 発注・契約等 → 改装等  
→ 実績報告書の提出 → 補助金交付額の確定 → 補助金交付請求  
→ 補助金交付  
という流れです。

**Q 10 : 交付決定前に発注（支払いは交付決定後）したものの経費は補助対象となりますか。**

A : 対象となりません。上記の通り補助金交付決定後に発注・契約等や改装を始めなければなりません。

**Q 11 : 補助対象経費によって補助率と補助上限額に違いはありますか？**

A : 補助率と補助上限額は変わりません。

**Q 12 : 補助金には限りがあるのでしょうか？**

A : 限りがあります。総予算は580万円です。

**Q 13 : 創業計画書に規定の様式はありますか？**

A : 様式に規定はありません。任意の様式で作成してください。  
創業計画書 ([参考様式](#))

**Q 14 : 認定特定創業支援等事業とはなんですか？**

A : 「認定特定創業支援等事業」とは、産業競争力強化法に基づいて認定された認定創業支援等事業計画における認定特定創業支援等事業のうち、「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」に関する知識の全ての習得が見込まれる支援を創業者等に対して行う事業です。

「認定特定創業支援等事業」による支援を受けて、要件を満たした創業者（予定者含む）には、糸島市への申請により、「認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」が交付されます。この証明書を提示することにより、創業に関する各制度において優遇措置を受けることができます。